

第 3 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 1 0 月 5 日（木）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	春日井 忠
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
		14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

7	柳瀬 美穂		

その他の出席者（5名）

	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1 名

議案

議案第 5 8 0 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項による農用地利用等について

議案第 5 8 1 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号による証明願等について

議案第 5 8 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 8 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 8 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 3 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第3回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、5番 森委員、16番 三輪委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第580号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項による農
用地利用等について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第580号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に
よる農用地利用等について、説明させていただきます。

こちらの1番及び2番の事案につきましては、出席の農業委員に関す
る事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事
参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いてい
ただき、審議には、着席のままで結構ですが、加わらないよう、よろし
くお願いします。

別に送信しております「令和5年度 4号 農用地利用集積計画（農
地中間管理事業）」をご覧ください。

農用地利用集積計画につきましては、年2回、4月と10月の公告を
予定しております。

市が農用地利用集積計画を作成し公告することにより、権利の設定、
移転の効力が発生します。

貸借の期限が来れば、貸借関係は自動的に終了するということで、安
心して農地を貸し借りできる仕組みであり、農用地の規模拡大を図るう
えで核となるものです。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

令和2年4月1日から法改正により農地利用集積円滑化事業と農地中
間管理事業との統合一体化が図られ、農地利用集積円滑化事業による新
規（継続）での契約が出来なくなったため、農地中間管理事業等のみと
なっております。

1 ページから 47 ページまでが、農地中間管理事業による農用地利用集積計画でございます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

1 ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

利用権の設定を受ける者の欄は、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社となります。

設定する土地の欄は、所在、地目、面積が載せてあります。

設定する利用権の欄は、種類、始期、期間、借料が載せてあります。

利用権を設定する者の欄は、貸人の住所、氏名が載せてあります。

47 ページをご覧ください。又は机上に配布しております用紙「資料1」をご覧ください。

利用権を設定する者 315 人、設定する土地 1,039 筆、
面積 955,606.73 m²となっております。

本日、ご承認頂きましたら、10月20日付けで公告する予定をしております。

続きまして、農用地利用集積等促進計画案について説明させていただきます。

以前は「農用地利用配分計画案」と呼ばれていたものですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、「農用地利用集積等促進計画案」と名称が変わったものでございます。

これは、「農用地利用集積等促進計画案」により、農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものです。

別に送信しております「令和5年度 5号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

1 ページをご覧ください。又は机上に配布しております用紙「資料2」

をご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

農地を借り受ける担い手の住所、氏名が記載してあります。

種類は貸借の種類です。

人数は賃貸人の延べ人数、筆数は借り受ける筆数、面積は借り受ける面積が記載してあります。

2 ページ又は「資料 2」の裏面をご覧ください。

結果、利用権の設定を受ける者 25 人、利用権を設定する者 延べ 339 名、設定する土地 1,039 筆、面積 955,606.73㎡となっております。

3 ページをご覧ください。

令和 5 年度 5 号 農用地利用集積等促進計画案でございます。

左から順に表の説明をさせていただきます。

貸付候補者・農用地等の欄には、貸人の氏名、住所、権利設定する土地、設定する権利が載せてあります。

右記の農用地等の貸付見込みの欄には、貸付先、設定する権利が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

39 ページをご覧ください。

利用権を設定する者 315 人、設定する土地 1,039 筆、面積 955,606.73㎡となっております。

最後に、別に送信しております「令和 5 年度 6 号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

6 号の総括表につきましては、机上に配布しております用紙「資料 3」を参照して頂いても結構です。

先程の 5 号の促進計画案との違いは、こちらは担い手のみの変更でございます。

表の説明をさせていただきます。

左側の、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から、右側の新たな利用集積等促進計画案に記載されている者にお互いの合意により担い手を変更するものでございます。

変更する担い手 3 名、変更する土地 9 筆、面積 11,212㎡と

なっております。

次に２ページが各筆明細となります。

左から、権利を設定した土地について、土地の所有者の氏名、住所、所在地、地目、面積が記載されておまして、現在の農地中間管理機構から借受けている者の氏名、住所、最後に新たな利用集積等促進計画案として、新たに借受ける者の氏名、住所、権利の種類が記載されております。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により２週間の公告・縦覧を行い、１２月２７日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、こちらの１番及び２番の事案につきましては、出席委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、各関係委員は審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第５８１号 農地法施行規則第２９条第１号による証明願等について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第５８１号 農地法施行規則第２９条第１号による証明願等につ

いて、説明させていただきます。

農地法施行規則第29条1号による証明願について、1件提案されております。

農業者が、2アール未満の農地をその者の農業施設に供する場合は、農地転用許可の適用除外になっておりますので、証明願という形で申請されたものです。

1番、田、806㎡のうち198.63㎡で、粳穀（もみがら）置場及び積荷作業場でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第582号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第582号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、1,130㎡でございます。取得後は野菜（じゃがいも、長ねぎ）の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、畑、112㎡でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、山林（現況：畑）、184㎡でございます。野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、畑、4筆合わせて、409㎡でございます。取得後は野菜及び果樹の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、畑、3筆合わせて、857.68㎡でございます。取得後は野菜（白菜）及び果樹（柿）の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

堀主幹 議案第583号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

議案第583号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第4条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、畑、280㎡で、一般個人住宅（駐車場・進入路）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第584号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第584号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、2件提案されております。

1番、賃貸借権によります、畑、4筆合わせて、1,300㎡で、建設業事務所・物置。駐車場でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

2番、所有権移転によります、畑、12㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第3号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第3号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、993㎡で、集合住宅でございます。

3ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、11件申請されています。

2番、所有権移転によります、田、221㎡で、一般個人住宅でございます。

3番、所有権移転によります、田、980㎡で、宅地分譲でございます。

4番、所有権移転によります、田、432㎡で、宅地分譲でございます。

5番、所有権移転によります、田、825㎡で、宅地分譲でございます。

6番、所有権移転によります、田、1,983㎡で、宅地分譲でございます。

7番、所有権移転によります、田、841㎡で、分譲住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、1,283㎡で、宅地分譲でございます。

9番、使用貸借権によります、田、519㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

10番、所有権移転によります、畑、17㎡で一般個人住宅（駐車場）でございます。

11番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、1,103㎡のうち495.68㎡で、調剤薬局でございます。

12番、賃貸借権によります、田、728㎡のうち607.32㎡で、内科診療所でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、1件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくことになります。

13番、所有権移転によります、田、687㎡で、プレス加工業資材置場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま

したところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

14番、田、4筆合わせて、4,013㎡でございます。

15番、田、413㎡でございます。

5ページをお願いします。

16番、田、畑、13筆合わせて、17,685㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、26件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

17番、田、畑、11筆合わせて、6,587㎡でございます。

18番、田、297㎡でございます。

19番、田、3筆合わせて、1,611㎡でございます。

6ページをお願いします。

20番、田、3筆合わせて、624㎡でございます。

21番、田、6筆合わせて、2,434㎡でございます。

22番、畑、田、7筆合わせて、4,564㎡でございます。

23番、畑、田、12筆合わせて、2,686.1㎡でございます。

24番、田、2筆合わせて、2,062㎡でございます。

7ページをお願いします。

25番、田、畑、13筆合わせて、2,194㎡でございます。

26番、畑、田、13筆合わせて、9,636㎡でございます。

27番、田、828㎡でございます。

28番、田、1, 170㎡でございます。

29番、畑、田、4筆合わせて、6, 662㎡でございます。

8ページをお願いします。

30番、田、畑、15筆合わせて、5, 354㎡でございます。

31番、田、畑、4筆合わせて、3, 310㎡でございます。

9ページをお願いします。

32番、畑、田、13筆合わせて、7, 705㎡でございます。

33番、田、1, 281㎡でございます。

34番、畑、9筆合わせて、942㎡でございます。

10ページをお願いします。

35番、畑、原野（現況：畑）、田、10筆合わせて、5, 505㎡でございます。

36番、田、548㎡でございます。

37番、田、4筆合わせて、1, 059㎡でございます。

38番、田、2筆合わせて、1, 027㎡でございます。

39番、田、2筆合わせて、5, 685㎡でございます。

40番、田、6筆合わせて、2, 199㎡でございます。

11ページをお願いします。

41番、田、3筆合わせて、5, 038㎡でございます。

42番、田、310㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のため、線路、空中線系若しくは中継施設等を設置する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

43番、賃貸借権によります、田、4筆合わせて、1,746㎡のうち、1,101.71㎡で、架空地線張替工事に伴う仮設敷でございます。

転用に係る期間は、令和5年10月6日から令和6年4月30日まででございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

44番、現況、山林、2筆合わせて、2,469㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。登記地目は畑

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

桐山委員 ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和5年9月27日に、代理人である行政書士の案内で、私と、高木農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長 ただいま補足説明がございましたが、事務局いかがですか。

堀主幹 委員さんの補足説明を受けまして、先程の小野からの説明がございましたとおり、国、県、市の各機関に通知をし、申請人につきましては、現況が非農地であること及び登記地目を、畑から山林に変更するよう通知を行います。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

ほかに、何か質問ございますでしょうか。

-特になし-

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時35分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年11月6日

議長

岩井 豊太郎

議事録署名者

森 千尋

議事録署名者

三輪 則夫

11-11-11